

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画

(別紙様式1)

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 埼玉 県
 農業委員会名： 秩父 市

I 農業委員会の状況(平成28年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)
総農家数	1,713	農業就業者数	812	認定農業者	83
自給的農家数	1,248	女性	402	基本構想水準到達者	
販売農家数	465	40代以下		認定新規就農者	
主業農家数	78	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	
準主業農家数	69			集落営農経営	
副業的農家数	318			特定農業団体	
				集落営農組織	

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	169	936				1,105
経営耕地面積	182	241	192	46	9	
遊休農地面積	28	193				221
農地台帳面積	248	1,829				2,077

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 29 年 7 月 19 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	20	19	1	1	1	4	7	26
認定農業者	—	6				1	1	7
女性	—	2					0	2
40代以下	—	0						0

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数					
認定農業者	—				
認定農業者に準ずる者	—				
女性	—				
40代以下	—				
中立委員	—				

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成28年4月現在)	管内の農地面積 2,077 ha	これまでの集積面積 17 ha	集積率 0.82%
課 題	高齢化の進展、外部環境の著しい変化が間近に迫る中で、将来の地域農業を担う担い手を確保し、その担い手の農地利用集積等を進め経営発展を促進することが必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 20 ha (うち新規集積面積 3 ha)
	目標設定の考え方: 農業委員1人あたり 約10アール
活動計画	4月～3月 県農林振興センターや農協と情報交換し、農家に個別説明等を行うほか、農業委員会広報紙に随時掲載する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	25年度新規参入者数	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数
	経営体	経営体	経営体
課 題	農業の担い手不足が深刻化する中、農業を職業として選択し得る、魅力とやり甲斐のあるものにし、意欲と能力のあるプロの農業経営者を育成し、確保していくことが課題である。		

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	1 経営体
活動計画	4月～3月 県農林振興センターと情報交換し、個別説明等を行うほか、農業委員会広報紙に随時掲載する。

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成28年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,077 ha	174 ha	8.38%
課 題	今後とも農地面積の減少が見込まれる中で、食糧の安定供給を図るためには、優良農地の確保とともに、遊休農地を解消して地域の農業振興を図ることが重要である。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3 ha			
	目標案設定の考え方: 農業委員1人あたり約10アール			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	
		8月～11月	26人	
	農地の利用意向調査	調査方法	農地法第30条に基づく農地状況利用調査として、農地制度実施円滑化事業費補助金を活用し、農業委員26名が、担当区内の農地の現地確認を行う。	
		実施時期	調査結果取りまとめ時期	
その他	通年	通年		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成28年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,077 ha	152 ha
課 題	違反転用への対応については農業委員による日頃のパトロール等による早期の発見とその指導が重要である。また、広報紙を通じて、広く農家に周知し農地転用制度について、理解を求める必要がある。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成28年度の活動計画

活 動 計 画	10月～11月 農業委員と事務局職員による農地パトロール 1月 農業委員と事務局職員による不法盛土パトロール 随時 農業委員会広報紙に啓発記事を掲載
---------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入